

議案第10号

長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成29年3月7日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)の施行により、消防団員の処遇の改善を図るため、所要の改正を行うもの。

長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和51年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

職務	報酬の額
団長	年 100,000円
副団長	〃 80,000円
分団長	〃 51,000円
副分団長	〃 46,000円
部長	〃 38,000円
班長	〃 37,500円
団員	〃 36,500円

」を

「

職務	報酬の額
団長	年 115,000円
副団長	〃 95,000円
分団長	〃 65,000円
副分団長	〃 48,000円
部長	〃 39,000円
班長	〃 38,000円
団員	〃 37,000円

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。